⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは、契約を行わない。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

・「施工中における工事現場周辺の騒音・粉塵の軽減及び安全対策に関してどのような配慮を行うか」に関する技術提案

（着目点）

本工事は、周辺に商業ビル、マンションなどが所在する狭隘な敷地内での工事であり、敷地境界全周（約0.5㎞）において建設重機を使用した構内配電線路工事が含まれている。そのため、敷地境界付近に仮囲いがあるなかでの工事現場周辺における振動、騒音・粉塵等の発生軽減と工事現場周辺の安全確保は重要な課題である。このような観点から、敷地境界付近での建設重機を使用した工事における、①騒音軽減対策について　②粉塵軽減対策について　③騒音及び粉塵対策の効果を維持するための管理方法について　④工事場所周辺の歩行者及び住民への周知方法について　⑤作業関係者に対する安全等教育の徹底の方法についてに着目し、着目点ごとに提案を求めるものである。

・「照明器具の落下防止に関する配慮について」に関する技術提案

（着目点）

本工事は、防衛省のみならず、多数の部外者が利用する資料公開室や各国の国防研究関係者などが利用する会議室が含まれる教育研究棟の新設工事である。そのため、地震などによって、本工事で施工する照明器具の脱落による利用者への被害を防ぐことは重要である。このような観点から、照明器具設置における、①施工品質確保のための監理技術者に対する的確な助言のための社内体制について　②現場関係者間での施工品質向上のための注意点の徹底方法について　③照明器具の具体的な落下防止対策について　④照明器具設置時の施工品質確保のための作業員に対する教育方法について　⑤設置後の検査方法についてに着目し、着目点ごとに提案を求めるものである。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

⑵　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」、「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」及び「施工体制」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、⑶によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑺　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

⑴　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑶　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点を100点与える。

イ　加算点　算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、技術提案加算点の最高点数は40点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴ウの項目について最高30点の評価点を与える。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合又は契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合若しくは品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」とイによって得られる「加算点」及びウによって得られる「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

オ　⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、⑴イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し与える。

⑷　⑴の評価項目の詳細は入札説明書による。

⑸　その他　受注者の責により入札時の⑴の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティーとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　北関東防衛局総務部契約課契約審査第１係　ＴＥＬ048―600―1800（内線2442又は2449）

⑵　入札説明書等の交付期間、交付場所等

ア　交付期間　平成26年４月11日から同年６月27日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日。

⑺　平成26年４月18日以前は、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時まで。

⑴　平成26年４月21日以降は、午前10時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

イ　交付場所

⑺　平成26年４月18日以前は、防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。

http://www.mod-eboc.go.jp

⑴　平成26年４月21日以降は、⑴の窓口において、入札説明書等申込書（以下「申込書」という。）を提出した者に提供する。

ウ　交付の方法　すべて、電子データで交付を行う。

文書類：ＰＤＦ（1.4形式）
図面類：ＰＤＦ（1.4形式）
数量表等：Excel（2003形式）
申請書類：ＰＤＦ（1.4形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取り扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等又は遠隔者等やむを得ず配送を希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、⑴へ申込書、「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、ＣＤ―Ｒ（未使用のもの）２枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付すること。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、装備施設本部のホームページより入手可能である。

（http://www.mod.go.jp/epco/dfaa/news/kensetsu/zugadata-douijikou.pdf）

⑶　申請書及び技術資料の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成26年４月11日から同年５月１日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日。

⑺　平成26年４月17日以前は、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時まで。

⑴　平成26年４月18日以降又は紙入札方式による場合は、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。